

労働保険の成立手続はお済みですか？

～～～ 事業主の皆様へ ～～～

1 労働保険って何ですか？

国が行っている労災保険と雇用保険の2つの保険をまとめて、「労働保険」と呼んでいます。

労災保険では、労働者が工作中や通勤の途中で災害（事故）にあったときに、病院での治療や会社を休業した場合の補償など被災者や遺族の方に必要な給付を行っています。

また、雇用保険では、労働者が失業したときに、失業手当等を給付したり、再就職を促進する事業を行うなど、失業者の方に必要な給付やサービスを行っています。

2 うちのパート社員ばかりなので雇用保険はかけなくてもいいですよね？

次の要件を満たしている場合は、パート、アルバイトといった雇用形態にかかわらず雇用保険をかけなくてはなりません。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 31日以上雇用見込みがあること。

3 普段は家族だけで事業を営んでいますが、忙しい時期だけアルバイトで来てもらっています。

2の要件には該当しないので、労働保険に加入しなくていいですよね？

労災保険は、雇用期間に関係なく、1人でも雇っていれば、必ず加入しなければならない保険（強制保険です。：農林水産の一部は除きます。）です。

1日だけのアルバイトであっても、その方が災害（事故）により負傷した場合は、労災保険の給付対象となります。

4 労働保険に未加入なので、労働災害が発生したら健康保険を使っています。

労働災害に健康保険を使うことはできません。いわゆる「労災かくし」に該当する事案が多く、悪質な場合は検察庁に送検することも少なくありません。

5 それじゃあ、労働災害が発生したら、労働保険に加入することにします。

事業主が故意又は重大な過失により、労働保険への加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合、最大2年間遡って労働保険料及び追徴金（労働保険料の10%）を徴収するとともに、休業補償や遺族補償などの労災保険給付額の100%（重大な過失の場合は40%）を徴収（費用徴収）することとなります。

<費用徴収の実施例>

故意に成立手続きを行っていなかった事業場で、日額10,000円の労働者が労働災害で死亡して遺族に対し遺族補償一時金が支払われた場合、遺族補償一時金の支払い額は日額の1,000日分の10,000,000円となり、支払われた一時金の100%である10,000,000円を事業主より徴収することとなります。

6 労働保険の保険料はどのくらいかかるのですか？

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た額です。

労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担となります。

労災保険率は、事業の種類により2.5/1000から88/1000までに分かれており、雇用保険率は一般の事業（農林水産清酒製造の事業、建設の事業以外）の場合9/1000（事業主負担6/1000、被保険者負担3/1000）が適用されます。

<労働保険料の算定例>

飲食店を営んでいて年額2,400,000円（日額10,000円で月20日勤務）の労働者を雇用している場合、1年間の労災保険料は、飲食店の労災保険率3/1000を乗じた7,200円、また、雇用保険料は、雇用保険率9/1000を乗じた21,600円となり、年間の労働保険料の総額は28,800円となります。

なお、この場合、労働者負担分の雇用保険料（毎月賃金より控除する額）は、各月の賃金（月額200,000円）に労働者の負担率3/1000を乗じた600円で、一年間の合計負担額は12か月を乗じた7,200円です。

【照会先】

労災保険、労働保険全般のお問い合わせは、

四日市労働基準監督署 労災課 TEL059-351-1661

(〒510-0064 四日市市新正2-5-23)

雇用保険のお問い合わせは、

桑名公共職業安定所 管理課 TEL0594-22-5141

(〒511-0078 桑名市桑栄町1-2 サンファーレ北館1階)